

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1021	10212010	総務省	稲城市では、救急医療届出者・緊急通報システム等で災害弱者や健康状態に不安のある市民の住所や傷病名・かかりつけ医療機関を事前にデータベース化し、迅速な対応ができる独自の事業を展開している。現在、消防本部内でデータを蓄積しているが、これに加えて、本部と救急自動車内の情報ネットワークを組み情報共有をし、より迅速な対応を行いたい。このために現在、救急高度化資機材緊急整備事業や高機能消防指令センター総合整備事業において、交付対象となっていない情報共有のための資機材についても交付対象となるよう交付内容の拡充あるいは柔軟化をして欲しい。	予算補助	ご提案の「情報共有のための資機材」整備については、現在補助メニューの中にない消防救急無線で対象となっている。	D	消防救急無線については、来年度予算においても要求しているところ。		東京都	稲城市	高規格救急車と「安心・安全なまちづくり」	総務省	0410370
1080	10802010	総務省	公共用地先行取得等事業債の運用方針において、先行取得の対象を「施設整備の基本的内容が定まっているもの」から、「施設整備の方向が確約できるもの」に、また、地方公共団体等の所有地を先行取得することができる特認事項に、「地域再生に寄与すると認められるもの」を追加された。	平成16年度改訂版 地方債質疑応答集 267 公共用地先行取得等事業債の運用方針について 275 国、地方公共団体及び公社等の所有地の取得について	公共用地先行取得等事業債は、公共用地又は公用地として利用されることが明らかであると認められる用地であって、施設整備の基本的内容(施設の目的、規模等)が定まっているものの先行取得について対象としている。 また、地方公共団体を先行取得する場合については、当事者相互に早急に取得又は売り渡す必要がある場合に、同事業債の対象としているところである。	B・2	将来公共用地又は公用地として利用されることが客観的に認められる用地の購入については地方財政法第5条第5項に該当し、公共用地先行取得等事業債の対象となるものである。 今後、施設整備の基本的内容が定まっておらず、施設整備の方向が確約できる、事業について、同事業債の対象となり得るかどうか、また、地方公共団体を先行取得する場合についても、「地域再生に寄与すると認められるもの」を同事業債の対象に加えることができるかどうかを、要望内容等を精査の上、対応を検討する。		滋賀県	彦根市	中心市街地における公共施設跡地活用構想	総務省	0410010
1132	11322012	総務省	民法法に基づき整備した施設の転用後の用途が同法第2条の特定施設のいずれかに該当するときは、転用に伴う整備計画の処理を同法第5条の規定に基づき行うこととし、その整備事業に対しては、同法所定の支援措置を適用する。	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条、10条及び11条	特定施設の整備計画の認定を受けたものは、当該認定に係る整備計画の変更をしようとする時は、主務大臣の認定を受けなければならない。 認定事業者が認定計画に従って取得して特定施設又は当該特定施設の敷地である土地については、地方税法で定めるところにより、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税又は事業所税について、必要な措置を講ずる。 国及び地方公共団体は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保またはその融通の斡旋に努めるものとする。	E	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第5条は、認定を受けた整備計画を変更する場合の規定であり、14号施設等新たな特定施設の整備計画の認定は同法第4条による認定によって行われることとなっている。 国土交通省より提案主体に具体的な転用の内容について確認したところ、14号施設(農林水産省所管)であったため総務省では予算措置はとらない。		兵庫県	洲本市	民法施設の活用による「みなと」再生構想	総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	0410530
1139	11392010	総務省	高松市中心市街地活性化のため実施している、地元組合施行による、第一種市街地再開発事業において、事業費補助のうちの地方負担分に対する起債処置を図る。	「地方債計画」 「地方債許可方針」 「地方債運用方針」	組合等市街地再開発事業に係る市町村の地方負担分については、一般単独一般事業債(都市再開発推進事業)において、地方債措置を講じることが可能。 具体的には、土地画整理事業、市街地再開発事業等に係る各市町村の一般財源負担のうち、当該市町村が通常負担すべき一般財源の額(普通交付税により都市計画費投資的経費として基準財政需要額に算入されている額及び都市計画費の額を動員して算出された額)を超えて負担する額の範囲内で、同事業債により起債することが可能となる。 なお、組合等市街地再開発事業に係る市町村の地方負担分とは、当該市町村における市街地再開発管理費負担金補助(道路整備特別会計)等に係る補助基本額から当該補助金を控除した額に一般公共事業債を充当した残額や市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱に定める市街地再開発組合等に対する市町村補助金から国庫補助金及び都道府県支出金を控除した額をさすものである。 起債可能額の算出に当たっては、当該市町村の通常負担すべき一般財源の額や地方負担分等を勘案した上で、起債額を決定していくこととなる。	B・2	組合等市街地再開発事業に係る市町村の地方負担分について、当該市町村が通常負担すべき一般財源の額を超えて負担する額の範囲内で地方債措置を講じることが可能。 今後、要望内容等を精査の上、対応を検討する。		香川県	高松市	高松都心再生プロジェクト	総務省	0410020
1153	11532040	総務省	自治体病院機能再編成に当たり、病院から診療所に機能を転換した場合、交付税の算定上大幅な減額となることから、各自治体で機能転換を講ずる要因となっている。 このことから、診療所に転換した後の一定期間、病院と同等の交付税措置を講ずる激変緩和の経過措置を実施する。	地方交付税法 普通交付税に関する省令	病院、診療所の運営に係る経費について普通交付税に算入している。また、救急告示病院、不採算地区病院については特別交付税に算入している。	B・2	診療所については箇所数に応じて普通交付税に算入しており、今後、対応を検討する。		青森県	青森県	自治体病院機能再編成の推進による地域医療体制の再生構想	総務省	0410380
1161	11612010	総務省	ケーブル基盤整備後の大きな課題は加入率UPとなる。当該補助金では、この加入率の遅を遅る引込工事や宅内工事などの最終的な各家庭への接続工事は対象外となっている。 地域再生支援措置として、ケーブル基盤の整備を三セクの自主事業として実施した自治体に対し、当該補助金を加入率向上を目的とした交付金として支援を受けた。この支援を受け、市と第三セクターも負担して官民協働で加入世帯に対する引込工事や宅内工事の助成を行う。加入世帯40%の早期実現という成果を挙げる。	電気通信格差是正事業費補助金交付要綱	地域に密着した映像情報の提供や双方向機能を活用したインターネット接続サービス等を提供するケーブルテレビ施設を整備する際に、国が所要経費の一部を補助する。	D (一部C)	従来から、引き込み工事については、ケーブルテレビ施設を整備する際に補助対象としており、現行の規定、取扱い等により既に実現が可能である。 なお、宅内工事については、屋内配線は個人の資産に帰属するものであり、個人の財産形成に国が補助をすることは適当ではない。		石川県	羽咋市	地域ケーブルテレビ加入促進プロジェクト	総務省	0410430

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1163	11632010	総務省	地方鉄道を中心とした地域活性化、鉄道の日常的な維持管理及び運行のための補助制度を、現行制度を拡充して整備する。当該補助制度の活用に当たっては、沿線自治体及び地域住民、利用者が参画する「地域交通会議」で合意を得て、地域が一律となって鉄道を支援する体制を構築することを条件とする。現行制度の拡充の内容は、以下の通りである。 (1)幹線鉄道等活性化事業費補助を、一般的な鉄道高速化等に係る改良事業に適用可能とする。 (2)鉄道軌道近代化設備整備補助(緊急安全対策支援)を、日常的な安全確保のための施設維持管理にも適用できるよう拡大する。 (3)生活交通路線維持補助を、バスのみならず鉄道にも適用できるよう拡大する。 (4)第三セクター都市鉄道事業者に対する地方債措置を、同等の条件を満たす地方鉄道事業者にも適用できるよう拡大する。	「幹線鉄道等活性化事業費補助」「鉄道軌道近代化設備整備補助」については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年十二月十八日法律第百八十号)の以下の条文が関係する。 第十二条(業務の範囲) 2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。 一 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設(軌道施設を含む。)の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部に対し、予算で定める国の補助金等(補助金その他相当の対給付を受けない給付金であって政令で定めるものをいう。以下同じ。)の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。 二 (略) 三 前二号に規定するもののほか、鉄道施設(軌道施設を含む。)の建設又は改良(これらに関する調査を含む。)に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の効率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対し、これらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一部について、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。	地方公共団体の出資比率が50%以上の第三セクター鉄道のうち、地下鉄、ニュータウン鉄道等の都市高速鉄道事業について、地方公共団体の出資等に要する経費を地方債の対象としている。	B - 2	今後、同等の条件を満たす地方鉄道事業者の趣旨、要望内容等を精査の上、対応を検討する。	北海道	ふるさと銀河線存続運動連絡会議	知床・オホーツク・十勝観光へはふるさと銀河線で！構想	総務省 国土交通省	0410030	
1196	11962010	総務省	情報通信格差是正事業においては、国の補助率1/2のほか、自治体の実質負担割合の上限が1/3(標準は都道府県1/5、市町村2/15)、事業者実質負担が1/6と定められているが、1/6の事業者負担を自治体の裁量により軽減することができるように、自治体と事業者の負担割合を弾力化する。鉄道施設の維持管理経費については、現在は事業者が全額負担することとされているが、自治体の裁量により事業者の負担を軽減することができるように、自治体の補助を容認する。 伝送用専用線については、移動通信用鉄塔施設整備事業で鉄塔と併せての整備や、地域インターネット基盤施設整備事業等で整備した光ファイバの利用が可能となっているが、維持管理経費の低減のために一層効果的な制度となるように、市町村のエリアを超えて整備が可能としたり、複数の鉄塔に利用できる光ファイバの整備を独立した補助メニューにするなど、運用の弾力化を図る。	(・ 部分) 【補助事業】 地域間の格差是正を図るため、過疎地、辺地、離島、山村、特定農山村又は豪雪地帯において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の1/2を補償し、設置経費の1/5を都道府県が負担、都道府県の負担額のうち一定額を特別交付税措置。 設置経費の3/10を市町村が負担。但し市町村負担のうち設置経費の1/6は事業者負担。このりは過疎地・辺地において措置。 【単独事業】 過疎地、辺地における人口5,200人未満の市町村に対し、以下の算式に基づいて地方公共団体の負担額を決定し、県及び市町村負担部分について補助事業と同様の支援措置を行う。 地方公共団体の負担額 = 設置経費 - 設置経費 × 対象市町村人口 ÷ 5,200人 但し、事業者負担額が設置経費の1/6を下回る場合は1/6とする。 (部分) 伝送用専用線については、交付要綱上補助対象となっており、運用において基地間から同一市町村のアクセスポイントまでとされている。	(・ 部分) 「情報通信格差是正事業について」(平成14年7月15日付総行情第53号総務省自治行政局地域情報政策室長通知)3の(3) ・ 「移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業について」(平成15年11月17日付総行情第145号総務省自治行政局地域情報政策室長通知) (部分) ・ 情報通信格差是正事業補助金交付要綱	(部分) B - 2	(部分) B - 2	(部分) 事業者負担の柔軟化及び維持管理経費の軽減に関しては、要望内容等を精査のうえ、対応を検討。 (部分) 移動通信用鉄塔施設整備事業で対応することの適否。	福井県	福井県	携帯電話通信エリア拡大構想	総務省	0410440
1211	12112010	総務省	義務教育諸学校施設費国庫負担法は、学校施設の整備に要する経費のうち、新・増築は1/2、危険校舎改築等は1/3を負担することとしている。しかし、基準となる建築単価が㎡当り14万円台と実勢を大きく下回り、対象となる施設や設備、面積も絞られているため、実際の国庫負担額は少ない。加えて、地方債が国庫負担基準の枠内を原則とされることから、その総枠も制限され、結果として多額の一般財源を用意しなければならない。 現在草加市で建築を予定している小学校の場合、単体コストを抑えた標準的仕様で設計しているが、総工事費維持約37億円のうち国庫補助金は5億円に満たない。地方債は、通常枠分7億円台、特別の枠外債を含めても1.3億円に満たず、1.9億円は建築年度の一般財源で賄わなければならない。また、学校建設に充当される地方債は、枠内の府政資金でも公共下水道事業等に比べて償還年数が短く、枠外の民間資金の場合はさらに短期間の償還が求められる、毎年の償還額がかさむ。しっかりとした校舎を建設するには、余りにも強い資金的制約が課せられているのである。 関東大震災直後に建てられた草加小学校校舎は、築後80年を経る草加市で最も古い鉄筋の建物であり、現在、歴史民族資料館として市民に親しまれている。全国的にも、歴史を刻む古い校舎は地域の大事な資産として活用されている。今、草加市は、子供達の成長のため、またその命を守るためにも、傷んだ校舎、危険な校舎はその機能を更新しなければならない。人口急増期に建設した校舎が40年程度で劣化し、大地震に耐える保障がないというような轍を踏むことなく、安全で、長持ちし、次代に引き継ぐことのできる市民共同の「ふるさと学び舎」として整備することが欠かせない。これを可能とするために、学校建設に係る地方債について、 将来の償還見通しについて一定の基準を満たせる総枠の範囲で、市が必要とする額を、 上下水道、都市高速鉄道等の長期償還地方債を上回る、またはこれに匹敵する最も長期、かつ低利な条件で借り入れること、を可能とする「ふるさと学び舎・再生支援地方債制度」の創設を提案するものである。	義務教育諸学校施設費国庫負担法 建築基準法	義務教育諸学校の建設にあたっては、国庫負担事業に係る地方負担額に対し、地方債を許可している。 実施面積・実施単価が基準面積・基準単価を上回る場合、一定の範囲内で地方債の対象としている。 地方債の償還年限については、施設の耐用年数の範囲内とされている。	B - 2	地方債の償還年限については、施設の利用年数の範囲内とされているところである。 実施面積・実施単価が基準面積・基準単価を上回る場合、一定の範囲内で地方債の対象としているところである。 今後、要望内容等を精査の上、対応を検討する。	埼玉県	草加市	ふるさと学び舎 再生プロジェクト	総務省	0410040	

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概要要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1211	12112020	総務省	子供達はもとより、保護者や教師にとっても、新しい校舎の一刻も早い完成を待ち望む思いは強い。しかし現実には、学校建設、特に老朽校舎等の建替えは、完成に至るまで多くの年数を要する。新校舎で学ぶと期待していた子供達の期待に反し、完成時には卒業してしまうなどのケースも少なくない。 この点を少しでも改善する上で、工事着手後の工期短縮が求められるが、現行の国の補助制度と継続費の精算制度が重なり、思うように工事進捗がはかれないケースが多い。 具体的には、2か年にわたる学校建設事業の場合、文部科学省は、原則初年度4割、次年度6割と国庫補助金の支出割合を固定している。地方債の持ちもこれに連動しており、自ずと初年度の予算額は全体の4割となる。なおかつ、現行予算制度上、各年度の支払いは、当該年度の出来高によるため、工事出来高そのものを4割に合わせる必要となる。不足の場合は繰越手続きが可能であるが、4割を超えて施工することはできない。 複数年にまたがる事業を円滑に推進して行く上で、継続費制度は必要不可欠のものであるが、その運用は、上記のように工事等実績(出来高)に基づく単年度精算主義の会計原理に縛られている。このため、初年度に工事が進捗しても、そのペースを落とすとして4割にとどめ、6割を控年度に回さざるを得ないこととなる。新校舎の完成は、現場工事の進捗とはなく、国庫補助制度と予算制度によって制約されてしまう。そのことが一刻も早い完成という期待に応えられない理由のひとつとなっていることは、市民にとって、理解の範囲を超えたものである。 こうした制約を取り除くため、国庫補助制度と予算制度の双方を改善する必要がある。具体的には、年度ごとの国庫補助金や地方債の枠に閉じられなく工事を進めることが可能な制度づくりが求められる。そのためメニューとして、 継続費の単年度出来高精算方式を廃止し、契約ペースでの支払い方式(着 手時、中間時等の区分による概算払い及び完成時精算支払い方式)を認める。 これに連動して、国庫補助金を年度ごとの出来高支払方式から仮払い精算方式、若しくは一括後払い方式とする。 仮払い方式とする場合は、地方独自の資金手当てが可能となるよう、年度をまたがる「つなぎ地方債制度」を導入する、などが見られる。 これらの方策により、単年度会計原則のゆえに工事等の進捗がはかれないという現状を改善し、子供達が一刻も早く新校舎で勉強したいという思いに応えたい。	地方自治法第208条、212条 行政実例昭和38年12月19日	義務教育諸学校の建設にあたっては、国庫負担事業に係る地方負担額に対し、地方債を許可している。	C	現行における国庫負担制度のもとでは、義務教育諸学校の建物の建築に要する経費については、国が経費の一部を負担しなければならないものであり、国庫負担金の交付の仕方に対応した地方負担、地方債措置となっている。 したがって、この国庫負担制度の運用に問題があると考えるが、当該国庫負担制度については、地方からの補助金改革の具体案の中で廃止・税源移譲の対象とされたこと。今後、三位一体改革の全体像の策定に向けた具体の検討を進めていくこととなるが、当該国庫負担制度を廃止することにより、地域の実情に応じた計画的整備が可能となるものと考え。		埼玉県	華加市	ふるさと学び舎 再生プロジェクト	総務省 文部科学省	0410050
1211	12112030	総務省	公共事業の見直し求められる一方、義務教育施設については、従来から、補助、地方債を含めて、国からの十分な財政支援が受けられない状況にある。同時に、地域のコミュニティ施設、生涯学習施設については、往々に「箱物」と称され、支援そのものが殆ど行われていない状況にある。 とはいえ、その双方とも地域にとっては不可欠なものである。教育、市民文化活動の基礎を支えるにとどまらず、その双方が相まって「ふるさと」が醸成され、地域の活力、自治力が育って行く。華加市では、まとまった用地確保が困難という地事情に加え、この2つの施設を併せて取得することで得られる相乗的な効果に着目し、学校建替え等に際して複合化することを計画している。このことにより、これまでとすれば閉ざされがちであった学校を市民に開き、地域にとって最も重要なコミュニティ拠点「ふるさと学び舎」としての位置づけを市民と共有して、地域再生に生かしていくこととするものである。 この意義を広げて行くため、現行の国庫補助・地方債制度をこれを促進するものへと再設計することを提案する。具体的には次のとおりである。 義務教育施設を地域の主要な「公共インフラ」として捉え、国の政策上の位置づけを再評価する。 これに生涯学習施設等機能を付加した場合を含めて、特色のある学校づくりに対して「ふるさと学び舎再生計画」の認定制度を設ける。 現在の個別補助制度と地方債を統合し、校舎及び複合施設整備のほか特色ある教育、世代間交流等ソフト事業も包括的に支援対象とする「ふるさと学び舎再生交付金制度」「学び舎再生地方債制度」を設ける。	義務教育諸学校施設費国庫負担法 地方財政法第5条	公共施設又は公用施設の建設事業費の財源とする場合など地方財政法第5条に規定するものについては、地方債をもってその財源とすることができるものである(ソフト事業は地方債の対象とならない)。また、国庫補助事業については、補助事業費から国庫支出金等を控除した地方負担額に起債充当率を乗じて起債許可予定額を算出するものである。	B - 2	今後、個別補助制度と地方債の統合の趣旨、要望内容等を精査の上、対応を検討する。		埼玉県	華加市	ふるさと学び舎 再生プロジェクト	総務省 文部科学省	0410060
1214	12142020	総務省	厳しい財政事情のもと、事業の選択と財源の有効配分は、地方公共団体の経営能力が最も問われる点であり、その財源中、地方債は大きな役割を占める。しかし現在の地方債制度は、一部を除き、国庫補助制度同様、事業ごとに割振られた「特定財源」となっているなど、地方独自の事情や経営努力、創意工夫が生かせる柔軟性に乏しい。そこで、一定の財政見直しのもとに国から承認を受けた枠の範囲で、一定の償還条件等メニューの中から地方が自由に借入額と償還条件等を選択できる「地方債包括運用」を提案するものである。 華加市では、公共施設の効率的建設と有効活用のため高齢者福祉施設と世代間交流施設の複合化を予定しているが、高齢者施設部分は「社会福祉施設整備事業費」、交流施設部分は民間資金である「地域活性化事業債」というように、その資金繰出先や償還年数、充当率が異なる地方債が充てられている。 また、当市では高度経済成長期に児童生徒数が急増したことから多くの義務教育施設を建設したが、これらの校舎等が構造上の強度に乏しく、劣化が進んでいる。このため校舎等の改築は、当面、当市が最も財源を必要とする分野であるが、その借入れ枠が国が定める基準枠に抑えられており、自らの判断で優先的に資金確保することすらできない。 加えて、政府系資金から民間資金へのシフトが進む中で償還期間が短縮化され、地方債リスクを担っても各年度返済額が増加する傾向にあり、財政運営の困難化に歯車をかけている。 華加市の場合、従来から一般会計借入額を抑制しており、地方交付税への依存も少なく、財源に占める市債等独自財源も多いなど、財政の自立度、健全度は比較的高いと思われるが、これらの点がネックとなって事業選択の自由度が制約され、また予算編成に悪影響を及ぼしている。地方行政運営を本来の財力とは異なる部分で制約し、創意工夫の余地を狭め、独自性を奪う一因となっていると思われる。 このことから、政府系資金、民間資金を含めて、現行地方債制度を、地方の財力や将来見直しを含めて評価される範囲で、 地方が必要とする額、償還年数、金利等の選択メニューの中から、自らの裁量で選択することのできる「地方債包括運用」制度を提案する。 このように地方債を一定の限度内で活用できる「一般財源」とすることによって、地方の裁量範囲は画期的に高まり、地域独自の行政運営が可能となって、自立度や生産性を高めることができる。平成18年度より協議承認への移行が予定され、自由裁量が増すことが期待されるが、その改革内容は今なお不明確な面がある。協議承認移行に先立ち、地方債規制緩和の道筋を明らかにするおいて観点からも、その実現をはかるよう提案するものである。	地方自治法第5条、5条の3	公共施設又は公用施設の建設事業費の財源とする場合など地方財政法第5条に規定するものについては、地方債をもってその財源とするすることができるものである。 また、地方債は、例えば、義務教育施設整備事業、一般廃棄物処理事業など地方公共団体にとって必要不可欠な事業及び一般単独事業のように地方団体の創意工夫による事業など事業の性格に応じて区分し、各事業債ごとに対象事業、充当率等について規定している。	C	地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもってまかなうことが原則とされている。地方債は後年度の財政負担をもたらすものであることから、単年度の歳入の財源を安定的に地方に求めるといったような財政運営は適当でないという趣旨から、地方財政法第5条において、地方債を財源とすることができる場合を限定的に列挙している。 地方負担額又は対象事業費は、個々の地方公共団体の財政規模と比較して著しく多額であるため地方債以外の財源をもって、円滑に事業を実施することが困難な観点から、各事業債ごとに決められるものである。 充当率は、負担の均等化(施設の受益を享受する現在の住民と後代の住民との間の負担調整)、地方負担額、対象事業費に対する地方債以外の財源措置状況、地方公共団体の財政運営の健全性の担保について、総合的に考慮して決められているものである。 これらの理由から特定財源とされている地方債について、一般財源化するものは、その趣旨に反するものであり、適当ではない。		埼玉県	華加市	頑張る自治体 生産性向上プロジェクト	総務省	0410070

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1219	12192010	総務省	生活排水処理施設整備の最終的めは河川等の水質改善であるが、県の汚水処理構想や町の生活排水処理計画などと整合を取りながら、様々な要件を付した施設整備を組み合わせて推進しなければならず、現行制度の下では、事業の実施段階においての地区レベル、更には小規模の集落レベルでの適切な生活排水処理施設の選択は困難である。この場合、前述の構想や計画の変更、事業ごとの補助申請、起債手続きなど煩雑な事務手続きを省く必要があり、事業実施が大幅に遅れることとなる。 特にPFIを導入した生活排水処理施設整備事業を行う場合は、事業者の積極的な営業活動や事業計画の提案などPFI導入の重要なメリットを妨げることなく事業を推進するために、事業実施に伴う構想や計画の変更や補助金申請などの事務手続きを軽減し、迅速かつ柔軟に地域に応じた適切な生活排水処理施設を選択できるような環境を整備する必要があり、各種生活排水処理施設の法律上の位置付けや所管省庁、補助申請等事務手続きの一元化を提案する。		小規模集合排水処理施設整備事業については、地方が単独で整備する事業のため国庫補助制度は無い。事業申請については通常の起債申請となっている。(事業内容は別添のとおり)	B - 2	関係補助金が提案に沿った方向で対応されるかが一義的に重要である。	三位一体の改革の状況及び関係補助金の予算編成状況に応じて、適切な検討を進めて参りたい。 添付資料あり ・・・	福岡県	香春町	生活排水処理施設整備一元化構想	総務省 農林水産省 環境省	0410420
1223	12232010	総務省	交流基盤の整備や交流促進事業の推進等をすすめる上で、現行の補助制度を統合し、「地域再生資金」を創設。住民満足度や入込客数、経済波及効果等を評価指標とした地域再生計画を「地域再生資金」により支援。資金の概算交付を行い複数年度の執行を可能とする。成果目標の検証を行い、未達の場合、資金の一部返還もあるとする。	地域間交流施設整備事業費補助金交付要綱	過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定により公示された市町村等を事業者とし、地域間交流施設整備を補助対象としている。	B - 2	今後、補助金改革の中で関係各省市との検討が必要になってくると考えている。	添付資料あり ・・・	島根県	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村: 掛合町合併協議会	日本のふるさと交流再生計画	総務省 文部科学省 農林水産省 国土交通省	0410480
1240	12402010	総務省	和歌山市が特別会計で保有する分譲販売用土地を一般会計で再取得し、進出事業者及び法人等に貸し付けて活用するため、地方債の充当を可能とし、商業施設や学校等の誘致を図る。		特別会計の土地を一般会計が再取得する場合に地方債の対象としているのは、用地特別会計が先行取得した公共用地を、公共・公用に供するために一般会計が再取得する場合に限定している。	B - 2	今後、本来は特別会計において処理すべき問題であるという点も含め、要望内容を精査の上、対応を検討する。		和歌山県	和歌山市	地域再生支援措置による団地の活性化	総務省	0410080
1251	12512010	総務省	自治体が、太陽光発電新技術等フィールドテスト事業やバイオマス等未活用エネルギー実証試験事業(NEDOとの共同研究事業、NEDO1/2負担)を行う場合、研究資産はNEDOとの共有となる(共同研究終了後は自治体等へは無償で譲渡される)。これらの事業については、従来、施設が共有財産となることなどから、起債充当事業として認められていないため、自治体負担分(1/2)を一般財源で用意しなければならず、当事業の推進を阻害する一因になっている。このため、研究資産を共有とせず当初より自治体の所有とする事業の仕組みの導入、もしくは、共有の財産でも起債可能な仕組みの構築を支援措置として提案する。	地方財政法第5条、 地方債許可方針等	公共施設又は公用施設の建設事業費の財源とする場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。	B - 2	太陽光発電新技術等フィールドテスト事業等の制度の内容や実態を精査の上、地方財政法第5条第5号に該当するか否かについて検討する。		鹿児島県	鹿児島県	新エネルギーの導入促進による地域再生	総務省	0410090
1269	12692010	総務省	平成10年度事業完了した国営農地開発事業の地元負担金の償還にあたっては、現下の厳しい財政事情の中で、その償還は国営事業実施市町村に重くのしかかっています。 農業者の自立と町財政の健全化のため、負担金の償還金を過疎対策事業費など適債事業として認めて頂きたい。		国営農地開発事業など国営土地改良事業に係る市町村負担金については、過疎地域自立促進特別措置法第12条及び同法施行令第6条に規定する過疎対策事業費充当対象事業に含まれていないため、過疎対策事業費の対象としていない。 なお、事業完了年度の翌年度一括して支払う方法によるもの限り、平成14年度から一般公共事業費の対象としている。	B - 2	国営土地改良事業に係る市町村負担金については、過疎対策事業費の対象としていないが、当該負担金を事業完了年度の翌年度一括払いする場合については、地方財政法第5条第5号に該当し、一般公共事業費の対象としているところである。今後、要望内容等を精査の上、検討する。		岩手県	藤沢町	農村再生計画	総務省	0410100
1279	12792010	総務省	国・県が管理する河川や道路のゴミは地域のボランティア等が収集し、市町村がゴミ処理に多くの費用をかけて処理している。管理責任者である県等は、管理経費を交付税等で収納していても十分な管理ができておらず、道路に捨てられたゴミが周辺に散乱して困るので、困った農民や周辺の住民が拾い集めて市町村がその処理経費を負担し、処理をせざるを得ない。膨大な管理区域だけに、県において管理ができないとしても、その経費負担は間接的にも負担はすべきである。 道路延長による管理費負担の一部軽減、河川延長(集水面積)による交付税の地元町村への一部算入換え	地方交付税法	路面清掃等に係る経費を普通交付税に算入している。	E	道路管理者である国及び県と協議する内容であり、地方交付税制度とは関係しない。		徳島県	上勝町	所管区域における投資ゴミの処理にかかる負担適正化	総務省	0410490
1287	12872010	総務省	土地開発公社が取得造成した土地を町が取得して進出する企業に貸しつけができるようになるため、町が土地開発公社から取得するための資金を起債事業の対象とする。	地方自治法第230条(地方債) 地方財政法第5条の3	土地開発公社が取得した土地を地方公共団体が再取得し、民間企業に貸し付ける場合には、土地開発公社の経営健全化の観点から、経営健全化計画に基づき行うものに限って地方債を認めている。	B - 2	土地開発公社が長期間保有する土地の利息累増防止のため、土地開発公社の経営健全化の観点から、経営健全化計画に基づき行うものに限って地方債を認めている。今後、要望内容等を精査の上、対応を検討する。		福島県	桑折町	工業用地の有効活用による地域再生計画	総務省	0410110
1301	13012010	総務省	情報通信環境の条件不利地域における、放送並びに通信が融合した、既設ケーブルテレビジョン施設の高制度化。	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱 地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱	地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備された光ファイバ等については、未利用光ファイバの利用を促進する観点から、結果的に未利用部分が生じた場合には届出等の簡易な手続きにより開放が可能。また、平成16年度よりあらかじめケーブルテレビ(地方公共団体又は第三セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能としたところ。	A	地域イントラネット基盤施設整備事業等につき、あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とすることを要求。	添付資料あり ・・・	山形県	楯引町 朝日村	ケーブルテレビジョン/高度活用計画	総務省	0410450

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1303	13032010	総務省	地域再生計画の支援措置の一つであるリニューアル債は、公共施設の大規模なリニューアルにのみ適用されますが、民間の施設をリニューアル(軽易なリニューアルを含む)し、その後市が当該箇所を賃貸して公共施設として供用する場合にも措置されるよう制度の拡充を提案します。 なお、リニューアル債により整備された施設については、利用者数や周囲への波及効果を調査、検証し、事業効果を的確に把握するものとします。	地域活性化事業債に関する取扱要領(平成15年4月21日総務地第146号) 1-(12)既存施設の改良、改築等 公共施設の築年数に限らず、既存の施設の増築や改築、大規模な模様替等のリニューアル事業についても、既存の施設の機能に新しい機能を大幅に附加し、あるいは、構造を大きく変えるなど実質的な内容があるものは対象とするものであること。したがって、単なる床、壁等の張り替え、施設内の照明施設の取り替え、空調等各機設備の追加等、維持補修程度の事業は対象としないものであること。(以下省略)	地方公共団体が実現しようとしている地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標のために、必要不可欠となる公共施設への転用に係る既存の施設の増設や改築、大規模な模様替といったリニューアル事業で、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための公共施設への転用を対象としており、民間の施設であっても公共施設として明確に位置づけられる場合には対象となるものである。 今後、要望内容を精査の上、対応を検討。	B - 2		富山県	新湊市	みなとまちの風情あふれるまちづくり計画	総務省	0410120	
1310	13102010	総務省	地方鉄道を中心とした地域活性化や、鉄道の日常的な維持管理及び運行のための補助制度を、現行制度を拡充して整備する。当該補助制度の活用にあたっては、沿線自治体及び地域住民、利用者が参画する「地域交通会議」で合意を得て、地域が丸となって鉄道を支援する体制を構築することを条件とする。現行制度の拡充の内容は、以下の通りである。 (1)幹線鉄道等活性化事業費補助を、一般的な鉄道高速化等に係る改良事業に適用可能とする。 (2)鉄道軌道近代化設備整備費補助(緊急安全対策支援)を、日常的な安全確保のための施設維持管理にも適用できるよう拡大する。 (3)生活交通路線維持費補助を、バスのみならず鉄道にも適用できるよう拡大する。 (4)第三セクター都市鉄道事業者に対する地方債措置を、同等の条件を満たす地方鉄道事業者にも適用できるよう拡大する。	いづれの制度も、法令、告示、通達に基づく制度ではない。それぞれの制度の概要を添付資料に示す。 『幹線鉄道等活性化事業費補助』『鉄道軌道近代化設備整備費補助』については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年十二月十八日法律第八十号)の以下の条文が関係する。 第十二条(業務の範囲) 2 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。 一 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設(軌道施設を含む。)の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金等(補助金その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定めるものをい。以下同じ。)の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。 二 (略) 三 前二号に規定するもののほか、鉄道施設(軌道施設を含む。)の建設又は改良(これらに関する調査を含む。)に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の効率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対し、これらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一部について、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。	地方公共団体の出資比率が50%以上の第三セクター鉄道のうち、地下鉄、ニュータウン鉄道等の都市高速鉄道事業について、地方公共団体の出資等に要する経費を地方債の対象としている。	B - 2	今後、同等の条件を満たす地方鉄道事業者の趣旨、要望内容を精査の上、対応を検討する。	石川県	道下喜美子、浅井朋子	能登半島活性化「ようこそ奥能登鉄道100万人計画」構想	総務省 国土交通省	0410130	
1315	13152030	総務省	「森林文化の里」を宣言した本村では、その豊かな空間、ゆったりとした時間の中で、企業や個人の創造的な発想を促すため、村内に張り巡らされる予定の光ファイバケーブルによる高速通信インフラを活用し、ベンチャー企業の事務所やSOHOオフィスを整備することで、創業支援や育成支援を予定している。しかし、それを支援する施策として補助事業をはじめ様々な支援策が講じられているが、ベンチャー企業等の支援という目的が同じであるにもかかわらず、総務省、厚生労働省、経済産業省および農水産省がそれぞれ所管を分けて実施しているとともに、事業の種別、内容が多岐にわたっているため、制度を活用する立場においては、内容がわかりにくく、また、事務の手続きが煩雑となるため効率的な執行ができないのが現状である。そこで、これらの支援策を「ベンチャー企業等の創業等支援総合事業」として整理、統合することにより効率的に実施し、目的を効果的に達成できるように制度の改革を要望する。	独立行政法人情報通信研究機構法第13条1項9号	先進技術型研究開発助成金制度は、先進的な技術の研究開発を行うITベンチャーに対してその研究開発に必要な資金の一部を助成する制度である。	C		滋賀県	朽木村	森林文化創出プロジェクト	総務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	0410460	
1332	13322010	総務省	・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため、従前の補助事業の弊害を解消して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 ・下水道事業における截り口の補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この截り口の補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理失理区域を拡大することになり、事業費も大きくなるものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はしている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 ・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を行うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。	地方交付税法	別紙のとおり	B - 2	関係補助金が提案に沿った方向で対応されるかが一義的に重要である。	三位一体の改革の状況及び関係補助金の予算編成状況に応じて、適切な地方財政措置を講じて参りたい。 添付資料あり ・・・	東京都	土壌浄化法事業推進連合会	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府	0410140

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1334	13342010	総務省	<p>国土交通省の補助による下水道事業を実施する場合、地方財政法により地方債の発行に制限が加えられている。公債費比率が20%以上になると起債が制限され下水道事業という社会資本整備が具体化できないところもある。</p> <p>土壌浄化法は土壌の持つ自然エネルギーを利用した省エネルギー型汚水処理技術となっているため、建設金額も維持管理金額も安価にできるという実績を持つ。すでに供用開始されているところでは、下水道収入によって維持管理を行い残った金額を起債の償還に充当することができるようになっているため、この実績をもとに下記のような仕組みを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身延処理区は、2700m³/日の流入水量を確保できる ・受益者負担金を建設時単費負担金に充当 ・下水道収入で維持管理を行い、残った金額を起債の償還に充当する ・初期の資金ショート部分を金融機関の融資を受け、建設着手から10年間を民間資金を導入し運営を委託する <p>上記内容について民間資金の提案を土壌浄化法事業推進委員会が行っているため、身延町では初期の財政負担を軽減するために具体化したい。</p>		<p>地方公営企業のうち、多額の赤字を有し又は料金その他の収入の確保を怠り若しくは給与その他経費支出の状況が著しく適正を欠くものであって、かつ、経営の健全化のために必要な努力を払わないものについては、その状況に応じ、地方債の額について制限するものとされている。</p> <p>なお、公債費比率の大小によって起債を制限する制度とはなっていない。</p>	E	制度の現状と同様		山梨県	身延町(平成16年9月13日町村合併身延町)	ダッシュ下水道事業による地域経済活性化及び民間活力導入構想	総務省 国土交通省	0410220
1335	13352010	総務省	<p>国土交通省の補助による下水道事業を実施する場合、地方財政法により地方債の発行に制限が加えられている。公債費比率が20%以上になると起債が制限され下水道事業という社会資本整備が具体化できないところもある。</p> <p>土壌浄化法は土壌の持つ自然エネルギーを利用した省エネルギー型汚水処理技術となっているため、建設金額も維持管理金額も安価にできるという実績を持つ。すでに供用開始されているところでは、下水道収入によって維持管理を行い残った金額を起債の償還に充当することができるようになっているため、この実績をもとに下記のような仕組みを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5000人以上の処理区域が対象 ・2000m³/日以上流入水量を確保できる区域が対象 ・受益者負担金を建設時単費負担金に充当 ・下水道料収入で維持管理を行い、残った金額を起債の償還に充当する ・初期の資金ショート部分を金融機関の融資を受けて実施する <p>上記内容を具体化すると、自治体は下水道料金と受益者負担金を収入として受けて、そこから建設時単費負担金と起債の償還を行って残金を共同企業体に渡す。</p> <p>ダッシュ下水道事業が実施できると自治体の負担を大幅に軽減ことができ、住民の要望する下水道を具体化することができる。</p> <p>ダッシュ下水道事業によって5万人以下の普及率を全国平均62%を上回るものにすることができる。</p>		<p>地方公営企業のうち、多額の赤字を有し又は料金その他の収入の確保を怠り若しくは給与その他経費支出の状況が著しく適正を欠くものであって、かつ、経営の健全化のために必要な努力を払わないものについては、その状況に応じ、地方債の額について制限するものとされている。</p> <p>なお、公債費比率の大小によって起債を制限する制度とはなっていない。</p>	E	制度の現状と同様		東京都	土壌浄化法事業推進委員会	ダッシュ下水道事業による地域経済活性化及び民間活力導入構想	総務省 国土交通省	0410210
1336	13362010	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 ・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、過大計画となり事業費も大きなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめています。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来温泉街のように市街地を形成している区域は下水道事業の方が効率が良いにもかかわらず、議会から営業の不要な小型合併浄化槽の方が安価な事業費となるという質問が出され、設置を要望されることも多くなっている。 ・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。 	地方交付税法	別紙のとおり	B-2	関係補助金が提案に沿った方向で対応されるかが一義的に重要である。	<p>三位一体の改革の状況及び関係補助金の予算編成状況に応じて、適切な地方財政措置を講じて参りたい。</p> <p>添付資料あり ・・・</p>	山梨県	下部町(平成16年9月13日町村合併身延町)	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府	0410150
1338	13382010	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 ・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめています。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、営業の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりさらに高い金額となっている。 ・下水道未整備人口に対して1人当たり2.0万円が必要とすると1万人で12.0億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 ・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。 	地方交付税法	別紙のとおり	B-2	関係補助金が提案に沿った方向で対応されるかが一義的に重要である。	<p>三位一体の改革の状況及び関係補助金の予算編成状況に応じて、適切な地方財政措置を講じて参りたい。</p> <p>添付資料あり ・・・</p>	長崎県	宇久町	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府	0410160

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1351	13512010	総務省	・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 ・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きくなるものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめています。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 ・下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 ・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を行うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。	地方交付税法	別紙のとおり	B-2	関係補助金が提案に沿った方向で対応されるかが一義的に重要である。	三位一体の改革の状況及び関係補助金の予算編成状況に応じて、適切な地方財政措置を講じて参りたい。 添付資料あり	長崎県	三井楽町	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府	0410170
1354	13542010	総務省	歴史的地域地図資料等の保存・公開を行うために、地域文化デジタル化事業(デジタルミュージアム構想)等のデジタルアーカイブおよびコンテンツ作成支援施策を柔軟に活用したい。 総務省が推進するデジタルミュージアム構想において、ソフト資産(コンテンツ)に対する財政支援がとられてきた。地域の美術館・博物館、伝統工芸館・郷土資料館に収蔵されている有形の文化財、地域の祭礼・口承文芸などの無形の文化財などを積極的にデジタルデータ化するための支援施策である。 具体的には、都道府県は普通交付税措置で計25億円、市町村に対しては特別交付税措置で計10億円の総額35億円が交付されている(平成19年度実績)。しかしながら、国から各都道府県の関係部署へ通知が行われているものの、周知の徹底がされていない(具体的支援を必要としている情報が部署まで届かない)。 交付税の使途が明確に限定されていない。 都道府県によっては市町村に対しての特措措置の方法に様々な含みがあり、交付税の少ない地域などにおいては使いつらい部分がある。など様々な理由から、この施策自体を有効に利用する余地を残していると思われる。 そこで、こうした都道府県に分配される施策を一元化し、本来の目的である有形・無形の歴史的資料や文化財のデジタル化に供する形としたい。	地方交付税法	地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこしに係る経費を地方交付税において算入している。 【デジタルコンテンツの制作支援】 地域の博物館や美術館等の文化施設に保存されている有形の文化財や、地域の祭礼等の無形の文化財等をデジタルデータ化する経費について、都道府県分は普通交付税の単位費用で措置し、市町村分は特別交付税で措置する地方交付税措置を講じている。 特別交付税はデジタルコンテンツ制作経費の1/2について、財政支援措置を講じているところ。	D-E	・周知に関しては、総行第48号平成16年4月12日付け文書において、各団体の分掌政策担当部長、情報政策担当部長宛に通知しているところ。今後とも同様の取組みを行う予定。 ・交付税の使途についても特別交付税の調査の際に配布する記載要領において記載しているところ。 ・なお、地方交付税の使途は、地方公共団体の自主的な判断に任ざれており、国がその使途を制限したり、条件を付けたりすることは禁止されている(地方交付税法第3条第2項)。	鳥根県 広島県	広島大学(株)マスコット(株)	歴史的地域地図資料の保存公開システム構想	総務省	0410390	
1358	13582010	総務省	移動通信用鉄塔施設整備事業(国庫補助事業及び地方単独事業)において、事業者負担の軽減を図るとともに地方単独事業の人口要件を廃止する必要がある。	・「情報通信格差是正事業について」(平成14年7月15日付け総行第53号総務省自治行政局地域情報政策室長通知)3の(3) ・「移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業について」(平成15年11月17日付け総行第145号総務省自治行政局地域情報政策室長通知)	【補助事業】 地域間の格差是正を図るため、過疎地、辺地、離島、山村、特定農山村又は豪雪地帯において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合、国がその設置経費の1/2を補助。 設置経費の1/5を都道府県が負担。都道府県の負担額のうち一定額を特別交付税措置。 設置経費の3/10を市町村が負担。但し市町村負担のうち設置経費の1/6は事業者負担。のこりは過疎債・辺地債において措置。 【単独事業】 過疎地、辺地における人口5,200人未満の市町村に対し、以下の算式に基づいて地方公共団体の負担額を決定し、県及び市町村負担部分について補助事業と同様の支援措置を行う。 地方公共団体の負担額 = 設置経費 - 設置経費 × 対象市町村人口 ÷ 5,200人 但し、事業者負担額が設置経費の1/6を下回る場合は1/6とする。	B-2	事業者負担の軽減に関しては、要望内容等を精査のうえ、対応を検討。 また、単独事業における諸制度の見直しにも検討中である。	兵庫県	兵庫県	ケータイエリア拡大プログラム	総務省	0410470	
1359	13592010	総務省	芸術文化センターにおけるソフト事業に対する支援の実施(採択要件(実績・支援期間)の緩和、開館後5年間程度の集中実施) 文化庁芸術拠点形成事業 独立行政法人日本芸術文化振興会・芸術文化振興基金助成(地域文化施設公演、現代舞台芸術創造普及活動) (財)地域創造・地域の芸術文化環境づくり支援事業		地域の芸術文化環境づくり支援事業の対象事業は、地方公共団体等が自主的に実施する、創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに資する事業です。事業は、次の4つのプログラムで構成されています。 [創造プログラム] 地域の芸術文化活動の環境づくりに関し、段階的・継続的に推進する事業(最大3年間) [連携プログラム] 3以上の地方公共団体等が共同で企画・制作して行う事業の支援(単独プログラム) 地域の人々の参画を伴いながら地方公共団体等が自ら企画・制作する事業(次年度の1年間に限り継続助成が可能) [研修プログラム] 地方公共団体等で企画運営に携わる職員等を対象とした研修の場を提供する事業	E	「地域の芸術文化環境づくり支援事業」については、財団法人地域創造が、財団の各種規定に基づき、財団の予算範囲で、支援すべき事業に対して適切に助成を行っているものであります。よって、総務省としては、概算要求に反映していないとともに、予算編成過程においても、検討の対象とはしていません。財団法人地域創造が実施する様々な事業を活用していただきたい。	兵庫県	兵庫県、西宮市	ひょうご芸術文化あふれるまちづくり構想 観 ひょうご芸術文化あふれるまちづくり計画	総務省 文部科学省	0410500	

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1360	13602010	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 ・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理失理区域を拡大することになり、事業費も大きくなるものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何千ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 ・下水道未整備人口に対して1人当り120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 ・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を行うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。 	地方交付税法	別紙のとおり	B - 2	関係補助金が提案に沿った方向で対応されるかが一義的に重要である。	<ul style="list-style-type: none"> 三位一体改革の状況及び関係補助金の予算編成状況に於いて、適切な地方財政措置を講じて参りたい。 添付資料あり ・・・ 	山梨県	身延町(平成16年9月13日町村合併身延町)	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府	0410180
1361	13612010	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 ・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理失理区域を拡大することになり、事業費も大きくなるものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何千ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 ・下水道未整備人口に対して1人当り120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 ・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を行うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。 	地方交付税法	別紙のとおり	B - 2	関係補助金が提案に沿った方向で対応されるかが一義的に重要である。	<ul style="list-style-type: none"> 三位一体の改革の状況及び関係補助金の予算編成状況に於いて、適切な地方財政措置を講じて参りたい。 添付資料あり ・・・ 	群馬県	明和町	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府	0410190
1364	13642010	総務省	合併特別債の適用範囲を広げ、今までの利率が高く、地方交付税算入が低い地方債の借換えを行う。このことにより、地方自治体が財政の健全化を図ることももちろんのこと、全国の自治体へ市町村合併の推進を行うことができる。	市町村の合併の特例に関する法律第11条の2 合併特別事業推進要綱 合併特別事業取扱要領	合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う合併特例法第11条の2の規定に規定する事業のうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費については、地方債をもってその財源とすることができる。	C	合併特別債は、法律の規定にもあるように、市町村建設計画に盛り込まれた事業のうち、合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費を対象とするもの。提案の内容は、合併特別債のこの創設の趣旨にそぐわないものであり、対象とすることは困難。	山梨県	塩山市	新市の財政健全化構想	総務省	0410230	
1364	13642020	総務省	合併特別債で地方債の借換えが可能になった場合、補償金の支払いが義務づけられるが、結果として利子の二重払いの形になるので、合併特別債の場合のみ減免措置を講じる。このことにより地方自治体の財政の健全化を図るとともに全国の自治体へ市町村合併の推進を行うことができる。	市町村の合併の特例に関する法律第11条の2 合併特別事業推進要綱 取扱要領	合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う合併特例法第11条の2の規定に規定する事業のうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費については、地方債をもってその財源とすることができる。	C	提案にある合併特別債による地方債の借換えは、合併特別債の創設の趣旨にそぐわないもの(なお、管理コード0410230を参照)。	山梨県	塩山市	新市の財政健全化構想	総務省 財務省	0410240	
1364	13642030	総務省	各自自治体の会計区分は、一般会計と特別会計とがあるが、特別会計中、国民健康保険、老人保健、介護保険は、市民へ保健・福祉・医療を提供する重要な会計である。これらの中には、単年度収支が赤字のものもあり、財政構造自体が脆弱である。国民健康保険事業特別会計の場合、年々被保険者は増加し、財政状況を悪化させており、そのため特別積立金も国や県の定める基準に達していないのが実状である。この実状を打開し、財政を健全化するため合併特別債を一般会計での市町村歳入のためだけではなく、各特別会計の特別積立金の財源としても使えるようにする。	市町村の合併の特例に関する法律第11条の2 合併特別事業推進要綱 取扱要領	合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う合併特例法第11条の2の規定に規定する事業のうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費については、地方債をもってその財源とすることができる。	C	合併特別債は、法律の規定にもあるように、市町村建設計画に盛り込まれた事業のうち、合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費を対象とするもの。提案の内容は、合併特別債のこの創設の趣旨にそぐわないものであり、対象とすることは困難。	山梨県	塩山市	新市の財政健全化構想	総務省	0410250	

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1364	13642040	総務省	合併特別債を財源とする基金の造成について、各自治体が事業を行うにあたり、基金の現在高が多いほうが財政の健全な運営が可能であるが、現行の制度では利子のみ運用に使用が制限されており、基金の積み立てが十分行えず、財政的に年々厳しくなっているのが現状である。このことから積み立てた基金自体を取り崩し、幅広い運用を行うことで、さらなる財政の健全化を図る。	1. 地方自治法 第241条(基金) 2. 市町村の合併の特例に関する法律 第11条の2(地方債の特例等) 3. 地方財政法 第5条(地方債の制限) 4. 地方交付税法 (附則)第5条(特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入) 5. 市町村合併の推進のための地方財政措置の拡充について(平成11年8月19日自治振第100号) 6. 合併特別事業推進要綱 7. 合併特別事業取扱要領	合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う合併特別法第11条の2の規定に規定する事業のうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費については、地方債をもってその財源とすることができる。	C	提案にある基金は、合併後の一定期間活用されることを目的として、法律により特に基金を積み立てるために地方債を財源とすることを認められたものであり、基金造成後すぐに取り崩すことは、積立てのためのという法律の趣旨を逸脱することとなり問題であることから、対象とすることは困難。	山梨県	塩山市	新市の財政健全化構想	総務省	0410260	
1364	13642050	総務省	市町村合併後、地域住民の連帯の強化、または合併関係市町村の区域における地域振興等のための基金については、合併特別債を起させることになっているが、これらの事業について基金の造成のみでなく、一定の基準を設ける中で地方債を起させるものとする。	市町村の合併の特例に関する法律第11条の2 合併特別事業推進要綱 合併特別事業取扱要領	合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う合併特別法第11条の2の規定に規定する事業のうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費については、地方債をもってその財源とすることができる。	C	合併特別債に限らず、地方債の対象は、住民負担に関する世代間の公平等の観点から、一般の年度にわたって長期に効用を及ぼすものに限られるものであり、直接ソフト事業を対象とすることは困難。	山梨県	塩山市	新市の財政健全化構想	総務省	0410270	
1379	13792010	総務省	国や都道府県などが実施する事業を新市建設計画に登載することにより合併特別債の対象とできるようにする。また、合併特別債を有効に活用するため、対象となる事業の事業主体に貸付ができるようにする。	市町村の合併の特例に関する法律第11条の2 合併特別事業推進要綱 合併特別事業取扱要領	合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う合併特別法第11条の2の規定に規定する事業のうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費については、地方債をもってその財源とすることができる。	C	国及び都道府県事業への市町村負担金については、合併特別債の要件を満たす場合には対象となりうるもの。ただし、地方財政法により市町村にその整備費用を負担させてはならないこととされている経費については、そもそも市町村負担とすることは困難。また、転貸債は、そもそもその元利償還金が回収されるものであることから、交付税措置を講ずることは考えられないもの。	京都府	京丹後市	市民参加による幹線道路整備促進構想 -みんなの道路。つくてほしいからみんなでつくろう-	総務省	0410280	
1401	14012030	総務省	既存の地元活動や組織を有効に活かしながら、専門のコーディネーターが個々の地域活動や組織の相互連携を進める。さらには、これらの活動を通して、まちづくり等に関する人材を育成し、地域の再生を担う主体的な推進体制を確立する。		全国各地の地域再生の担い手を対象として、地場産業の振興、観光振興、地域のブランドづくり等をテーマとしたフォーラムとワークショップの開催を推進し、各地域における地域再生を担う人材の育成を図るとともに、地域再生の実践的なノウハウ等の全国的な普及に取り組む。	E	「地域再生の担い手づくりの推進」については、財団法人地域活性化センターが、財団の各種規定に基づき、財団の予算範囲で、支援すべき事業に対して適切に助成を行っているものであります。よって、総務省としては、概算要求に反映していないとともに、予算編成過程においても、検討の対象とはしていません。財団法人地域活性化センターが実施する様々な事業を活用していたきたい。	広島県	東広島市	中心地区の個性 魅力づくりと求心力の強化	総務省	0410510	
1424	14242010	総務省	下水道事業は、一般的に国庫補助金、地方自治法を根拠とする地方債、一般市費、府県費(補助金)、接続による受益者負担金、終末処理場が供用した後の使用料等を財源として、終末処理場、管渠等の建設、地方債の償還、施設の維持管理を行っている。このうち地方債の元金償還の償還期間は5年となっており、事業主体となる市町村においては建設費が大きくなる時期に起債の償還が始まることとなる。起債償還に対応せざるを得ないため、市町村によっては十分な建設費が確保できず、事業の長期化にともなう建設費の増大、稼働率の低下、それにより安定した料金収入等の確保が図れないなどの事業効果を低下させるような問題が生じている。鹿児島県の下水道処理人口普及率は、平成14年度末で、全国平均の65.2%に対し、34.5%で、全国第40位と低く、普及率の向上が課題となっている。このため、人口5万人以下の市町村については建設費の集中投資により10年程度で事業が完了できる規模であることから、起債償還の償還期間を現行の5年から10年に延長することにより、建設費の集中投資による事業の早期完了、事業期間の短縮による総経費の削減、接続義務(3年以内)の厳格運用も併せて、さらに安定した料金収入等の確保など効率的な事業執行が可能となり、下水道処理人口普及率の向上が図られる。下水道の普及促進により、環境への負荷が低減され、良好な居住空間や水辺空間が実現し、個性とらうおいのあるまちづくりの形成が期待される。		政府資金 償還期間30年 (償還期間5年) 公庫資金 償還期間28年以内 (償還期間5年以内)	D	別添資料のとおり	鹿児島県	鹿児島県	生活環境整備スピードアップ計画	総務省 財務省	0410200	

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1458	14582010	総務省	地域再生事業債を転貸債として、民間企業に対し、無利子・低利子貸付を行う。	地方財政法 第5条第1項等	貸付金については、原則として、地方債の利子相当額も含めた回収確実性を客観的に確認できるものは、地方財政法第5条第2号の地方債を認めており、地域再生事業債を充当できるものである。	B - 2	転貸債が認められる場合には、地域再生事業債の充当が可能である。今後、要望内容等を精査の上、対応を検討する。		富山県	富山県	環日本海交流拠点みなと再生事業	総務省	0410290
1473	14732010	総務省	広域かつ長期の戦略的プロジェクト投資のための資金調達手段として、「関西(産業再生)特区」が「関西債(仮称)」を発行し、元利償還するために必要な法的措置を行うこと。 「特区」を地方自治法上の広域連合とした場合、課税権を付与し、独自課税により元利償還を行えるようにすること。	地方税法第1条、第2条 地方自治法 地方財政法	道府県又は市町村は、地方税法の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。 地方債を起すことができる団体は、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び地方開発事業団に限定されている(地方自治法第230条、283条、292条、314条)。 また、公共施設又は公用施設の建設事業費の財源とする場合など地方財政法第5条に規定するものについては、地方債をもってその財源とすることができるものである。	B - 2 (課税権についてはC)	関西債(仮称)の発行については、今後、関西州特区の組織形態をはじめ、要望内容等を精査の上、対応を検討する。 課税権の問題については、概算要求とは無関係。なお、法定外税については、各地方団体において法定外税を創設し、その徴収を広域連合に拠出すれば足りると考えられ、現状で関・都道府県一市区町村の三層となっている租税構造をあえて複雑化することは避けるべき。		大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、 (社)関西経済同友会、 関西経営者協会、 大阪商工会議所、 京都商工会議所、 神戸商工会議所	地域再生ボンドの発行と郵貯資金の地元還元	総務省	0410300
1473	14732020	総務省	郵貯・簡保資金の運用基準を改定し、預入または払込された額の一定割合を当該地元で運用する地元還元枠を規定し、「関西(産業再生)特区」が発行する「関西債(仮称)」やその他の地方債の引き受けを行うこと。	日本郵政公社法(第41条及び第45条) 郵便貯金法(第69条) 簡易生命保険法(第88条) 郵便貯金法施行規則(第7条) 簡易生命保険法施行規則(第7条)	日本郵政公社は、郵貯・簡保資金による地方公共団体に対する運用として、法令に基づき実施する直接貸付及び市場を通じた地方債運用(引受けを除く)を行っている。	C	郵貯・簡保の資金運用は、郵政公社による市場運用を原則としていることから、本提案の実施は困難。また、例外的に政府の枠組みの中で地方公共団体への貸付けを実施しているところであるが、本提案の具体的内容が、現在の政府の枠組みの中においてどのような位置づけとなるのか不明確であり、現時点において検討は困難。		大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、 (社)関西経済同友会、 関西経営者協会、 大阪商工会議所、 京都商工会議所、 神戸商工会議所	地域再生ボンドの発行と郵貯資金の地元還元	総務省	0410310
1477	14772010	総務省	競争的資金制度を省庁の枠を超えて地域における将来有望な分野に重点的に配分できるよう、これまでの実績等をもとに「関西(産業再生)特区」に対して枠配分を行うこと。 個別案件の審査採択から事後評価まで制度の運用権限を国の各省庁から「特区」の組織に移譲すること。		競争的研究資金制度は、競争的な研究開発環境を形成し、公正で透明性の高い評価に基づく配分を実施することにより、世界最高の研究開発成果の創出と経済活性化のための研究開発を推進するものである。	C	全国から提案を募集することにより、提案する機会を公平に与え、かつ、研究者間、研究機関間の競争を一層推進することにより、成果の創出につなげる制度であることから、提案の内容は、競争的研究資金制度の趣旨になじまない。		大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、 (社)関西経済同友会、 関西経営者協会、 大阪商工会議所、 京都商工会議所、 神戸商工会議所	政策連携による次世代産業創出事業の推進	総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	0410520
1486	14862020	総務省	民法第34条に規定する公益法人の設立にあたり、事業の目的及び公益性を助成し地方公共団体が出入る場合には、その全部又は一部に地域再生事業債を充当することを可能とする。		出資(出先)については、出資先の法人に出資に相当する回収されるべき資本が存在し、将来的に維持されること等が客観的に確認できるものは、地方財政法第5条第2号の地方債を認めており、地域再生事業債を充当できるものである。	B - 2	出資債が認められる場合には、地域再生事業債の充当が可能である。今後、要望内容等を精査の上、対応を検討する。		愛知県	豊川市、ひまわり農業協同組合、豊川宝飯地区農政企画協議会	アグリートエコサーキュレーション/構想 - 農(agriculture)と食(eat)と環境(ecology)の循環(circulation)によるまちづくり-	総務省	0410320

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1509	15092010	総務省	<p>東海地震発生の可能性が懸念される中、本市においても地域防災計画を策定し、各種防災活動の総合かつ計画的な実施を図っており、現在市内小中学校をはじめ、民間住宅に対する耐震補強、診断を重点事業として取り組んでいる。災害時の市民の生命や財産を保護し、被害を最小限に軽減するため、今後更なる取り組みを推進する必要があるが、その際次の様な問題点が考えられる。</p> <p>各公共施設や民間住宅などに関する国庫補助負担金は、同一の目的であっても、所管省庁がその施設の管轄ごとに分散されている。その他、道路、鉄道、電力、上下水道、ガス等のライフライン整備についても同様の状態である。したがって、各分野での耐震に対する一体整備を実施する際にも、その手続きに膨大な事務量を要することが足かせとなり、効率的な資金運用の弊害となっているだけでなく、計画的なまちづくりが実施しにくい状況にあり、地域負荷が顕著化している。</p> <p>国の財政措置は、対象施設によっては国庫補助負担金ではなく、起債対象としてその事業を認めているものもあるが、現在の市の財政状況では起債による事業実施には限界があり、事業進捗が遅れる、または滞ることが想定される。</p> <p>現実として、単一の自治体においても、各地区ごとにコミュニティが形成され、防災時の取り組みや利用施設も市内全域で統一ではない。従って、市内の公共施設等を「点」で整備するのではなく、各エリアごとに必要な避難所、病院等を「面」としてとらえ、総合的に整備していくことが必要であり、国庫負担補助金が一元化されることで、自治体の税収において、地域の特性に合わせた耐震事業が計画的に実施できる。</p>			E	本要望で一元化の対象とされている公共施設・民間住宅・ライフライン整備については当庁に該当補助金が無く、対応できない。	愛知県	犬山市	犬山安心 安全まちづくり推進構想	総務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 内閣府	0410330	
1578	15782070	総務省	地域イントラネット整備事業等による地域公共ネットワークの整備において旅館・ホテル等の観光施設への接続の容認を求める。	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱 地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱	地域イントラネット基盤施設整備事業等を活用し学校、公民館、市役所などの公共施設や駅や車のホームなど人の集まりやすい場所を高速・超高速で接続した地域公共ネットワーク上で観光情報を提供するアプリケーションを展開することは可能。また、地域イントラネット基盤施設整備事業等により整備された光ファイバ等については、未利用光ファイバの利用を促進する観点から、結果的に未利用部分が生じた場合には届出等の簡易な手続きにより開放が可能。さらに、平成16年度よりあらかじめケーブルテレビ(地方公共団体又は第二セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能としたところ。	A	地域イントラネット基盤施設整備事業等を活用し、公共施設(旅館・ホテル等を含む)など人の集まりやすい場所を高速・超高速で接続した地域公共ネットワーク上で観光情報を提供するアプリケーションを展開することは現状でも可能。また、提案の中にある高速インターネット環境の提供については、地域イントラネット基盤施設整備事業等につき、あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とすることを要求。	添付資料あり ・・・	静岡県	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、韮山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	総務省	0410540
1584	15842030	総務省	工業用水道事業にかかる政府債については、公庫債のような借換制度がないため、現状でも7%以上の全利の負債がある。また、公庫債については、借換制度はあるものの7%以上の全利のものに限られており、三重県では借換の対象となる公庫債はない。工業用水道事業にかかる高金利政府債を現状に則した金利の政府債に借換ができる制度の創設および公庫債の借換制度の改正を提案する。	「平成16年度の公営企業借換債の取扱いについて」(平成16年4月20日付け総務省自治財政局公営企業課長等通知)	工業用水道事業における公営企業借換債(公庫資金が充当されているものに限る。)については、自然条件等により建設改良費が割高となったため、資本費が全国平均を著しく上回っている工業用水道施設等について、借換を行っているところである。具体的な要件については、別添資料を参照のこと。	B・2	平成17年度の予算要求として、現行の公営企業借換債制度において、公庫の経営状況や地方公共団体からの要望を踏まえつつ、全国一律の制度として借換特の増額及び金利等の要件の緩和を要求していくことについて検討する。	添付資料あり ・・・	三重県	三重県、四日市市、四日市市港管理組合	四日市臨海部地域再生計画(仮称)	総務省 財務省	0410340
1625	16251012	総務省	(地方交付税特別加算措置について) 児童生徒の活動参加に関して保護者が負担する経費についての税制上の優遇策を講じる。また年間を通した留学生を受け入れる自治体にたいし、地方交付税における特別加算を措置する。	該当無し	個人住民税において、所得控除は地方税法第34条及び第314条の2に規定されているが、現在、提案事項にあるような制度(山村留学のための経費を損害保険料控除と同様な方法での所得控除)は存在しない。地方交付税算定において、提案事項のような留学生受入れに対する経費は積算基礎としていない。	C	・単なる税財政措置を求める要望であり、「従来型の財政措置を講じない」とした地域再生本部決定の趣旨に反するものである。		鳥根県	大田市	長期山村留学(生活・自然体験活動)の推進にかかる諸施策の実施	総務省	0410410
1625	16252020	総務省	児童生徒の体験活動に関して保護者が負担する経費についての税制上の優遇策を講じる。また年間を通した留学生を受け入れる自治体にたいし、地方交付税における特別加算を措置する	該当無し	個人住民税において、所得控除は地方税法第34条及び第314条の2に規定されているが、現在、提案事項にあるような制度(山村留学のための経費を損害保険料控除と同様な方法での所得控除)は存在しない。地方交付税算定において、提案事項のような留学生受入れに対する経費は積算基礎としていない。	C	・単なる税財政措置を求める要望であり、「従来型の財政措置を講じない」とした地域再生本部決定の趣旨に反するものである。		鳥根県	大田市	長期山村留学(生活・自然体験活動)の推進にかかる諸施策の実施	総務省	0410400

構想 (プロジェクト) 管理 番号	支援措置 提案事項 管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映 の 分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管 省庁 関連省庁	管理 コード
1630	16302010	総務省	市町村が民間の空き店舗などを借り上げ再生するための改修・改築する費用について地域活性化債の対象とする。	地方財政法第5条	地方公共団体が実現しようとしている地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標のために、必要不可欠となる公共施設への転用に係る既存の施設の増設や改築、大規模な模様替といったリニューアル事業で、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設へ転用するものとして、地方公共団体が地域再生計画を策定し、同計画が総務大臣の同意を得て、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	B - 2	現行のリニューアル債の措置は、地方財政法第5条第5号に該当し、かつ、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための公共施設への転用を対象としており、民間の施設であっても公共施設として明確に位置づけられる場合には対象となるものである。 今後、要望内容を精査の上、対応を検討。		茨城県	茨城県	地域コミュニティ再生プロジェクト	総務省	0410350
1633	16332010	総務省	【その他】 既存建物を撤去し、その敷地に将来サッカーグラウンド等を整備する場合に、当該既存建物の撤去費用を起債によることを可能とする。	地財法第5条 (地方債の制限) 平成16年度の地方債許可方針の運用について (総務事務次官通知)	既存施設の解体工事に要する経費については、原則として、既存建物を撤去しなれば、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合で、かつ、当該年度に新施設の建設事業を行うもの及び次年度に新施設の建設が確実に行われる見込みのあるものについて、新施設の建設事業と一体の事業として該当の事業債の対象とする。	B - 2	既存施設の解体工事に要する経費で、新施設の建設事業と一体の事業と認められるものについては、地方財政法第5条第5号に該当し、起債の対象となるものである。 今後、要望内容を精査の上、対応を検討する。		茨城県	茨城県	カシマスポーツ交流空間創造プロジェクト	総務省	0410360

小規模集合排水処理施設整備事業について

市町村が汚水等を集散的に処理する施設で小規模なものの整備促進を図るため、「小規模集合排水処理施設整備事業」を公営企業として地方単独事業により実施するものである。

小規模集合排水処理施設整備事業の内容

- (1) 対象団体 … 市町村（指定都市を含む。）
- (2) 対象事業 … 汚水、汚泥又は雨水を処理する施設及びこれに附帯する施設の整備
- (3) 事業要件

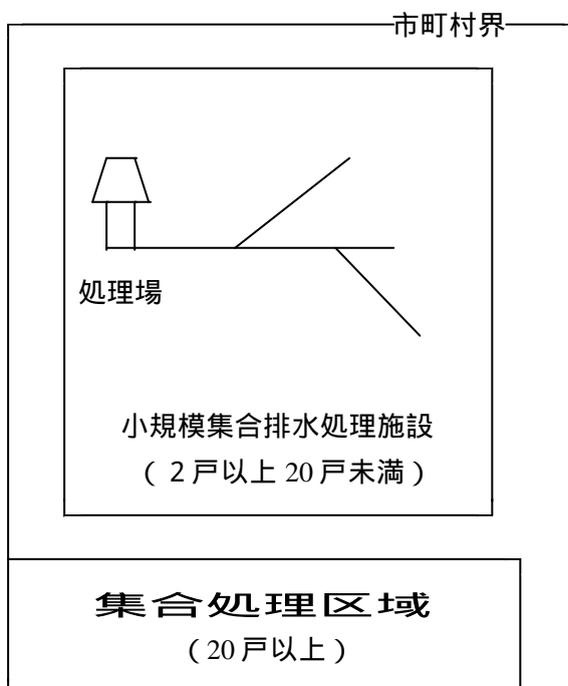
市町村が、汚水等を集散的に処理する施設であって、処理の対象となる住宅戸数（共同住宅にあつては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。）が、原則として2戸以上20戸未満（処理対象地域全体で10戸以上整備すること又は他の処理施設と一体的に運営すること）の規模であるものを地方単独事業により整備するものであること。

ただし、農業振興地域においては、農業集落排水施設に係る国庫補助制度の対象とならないものを整備するものであること。

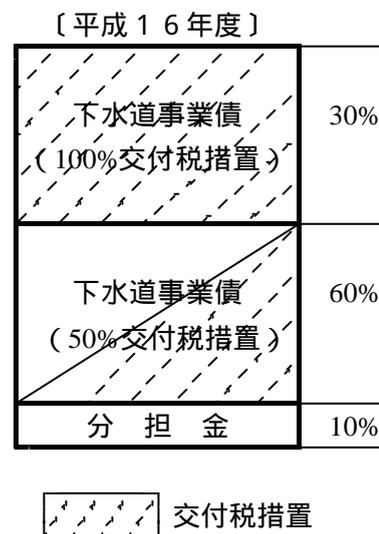
特別会計により経理されること。

使用料条例を設け、汚水処理について適正な使用料の徴収が確実と見込まれるものであること。

「小規模集合排水処理施設整備事業」の概念図



財政措置



根拠法令等の名称	地域間交流施設整備事業要綱（第1～第3）
	<p>（趣 旨）</p> <p>第1 総務大臣は、自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を有する過疎地域において、その優れた地域資源をいかして人・文化・情報等の交流を図るための施設の整備を推進し、もって国民のゆとりある生活への欲求、自然環境への関心等を満たし、都市等との地域間交流の促進を図るための地域間交流施設整備事業を推進するため、地域間交流施設整備事業費補助金を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府令・郵政省令・自治省令第6号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>（補助事業者）</p> <p>第2 補助金の交付の対象となる事業を行う者は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第2条第2項の規定により公示された市町村（以下「過疎地域市町村」という。）及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である広域市町村圏の一部事務組合等とする。</p> <p>（補助事業）</p> <p>第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、原則として過疎法第6条に定める市町村計画において当該年度において実施するものとして定められた事業であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>ア 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。</p> <p>イ 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業を推進するものであること。</p> <p>ウ 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。</p> <p>エ 文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること。</p> <p>2 施設整備に当たっては、家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等の既存施設の有効活用（以下「遊休活用等」という。）を積極的に図ることとする。</p>

地域イントラネット基盤施設整備事業等

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。

1 これまでの取組

平成10年度第3次補正予算から地域イントラネット基盤施設整備事業を実施し、平成14年度予算からは地域公共ネットワーク基盤整備事業を新たに追加。

平成15年度までに785事業で交付決定済。

2 施策の概要（平成17年度において下線部を拡充要望）

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、電子自治体を推進するとともに、市町村合併の推進等を重点的に支援。

(1) 実施主体 都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体

(2) 補助対象経費 施設・設備費（センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等）
用地取得費・道路費

(3) 補助率 都道府県、市町村単独の場合 及び 都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合 1 / 3
以外の連携主体、

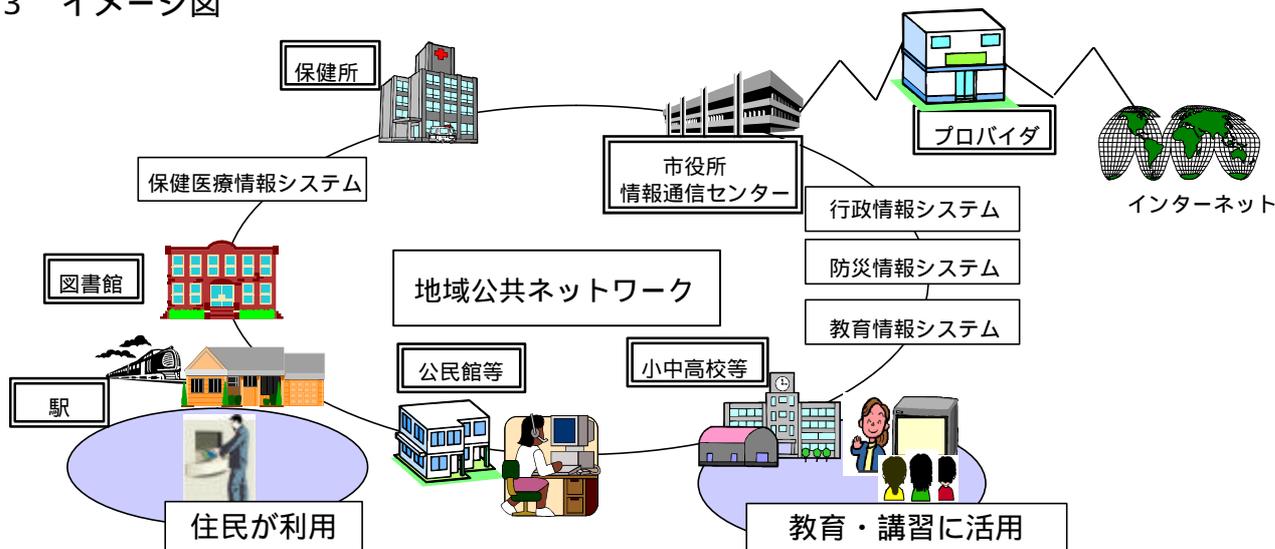
合併市町村（ただし、合併年度及びこれに続く一年度に限る。）の場合 及び 沖縄県、沖縄県内の市町村 1 / 2

第三セクターの場合 1 / 4

(4) その他 あらかじめケーブルテレビ（地方公共団体又は第三セクターが運営するものに限る。）への開放を目的とする整備を可能とする。

あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする。

3 イメージ図

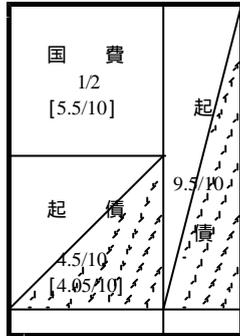


4 所要経費

	平成17年度要求額	平成16年度予算額
一般会計	7,445百万円	5,551百万円

制度の現状(下水道整備の財源内訳)

公共下水道（特環を含む）
補助対象 単独



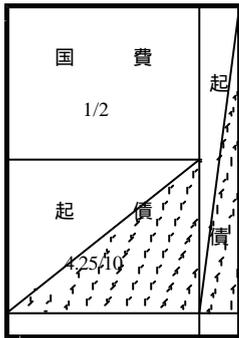
0.5/10 受益者負担金等 0.5/10
[0.45/10]

農業集落排水施設（集落排水等）
漁業集落排水施設（集落環境）
林業集落排水施設
補助対象 単独



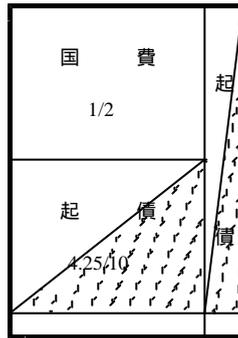
0.5/10 分担金 0.5/10

農業集落排水施設（農村振興）
漁業集落排水施設（漁村づくり）
補助対象 単独



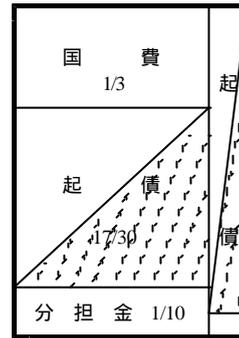
0.75/10 分担金 0.5/10

簡易排水施設
補助対象 単独



0.75/10 分担金 0.5/10

特定地域生活排水処理施設
補助対象 単独



0.5/10

1  は、交付税措置部分（事業費補正分4.5%、単位費用分5%）

ただし、臨時措置分については、100%交付税措置

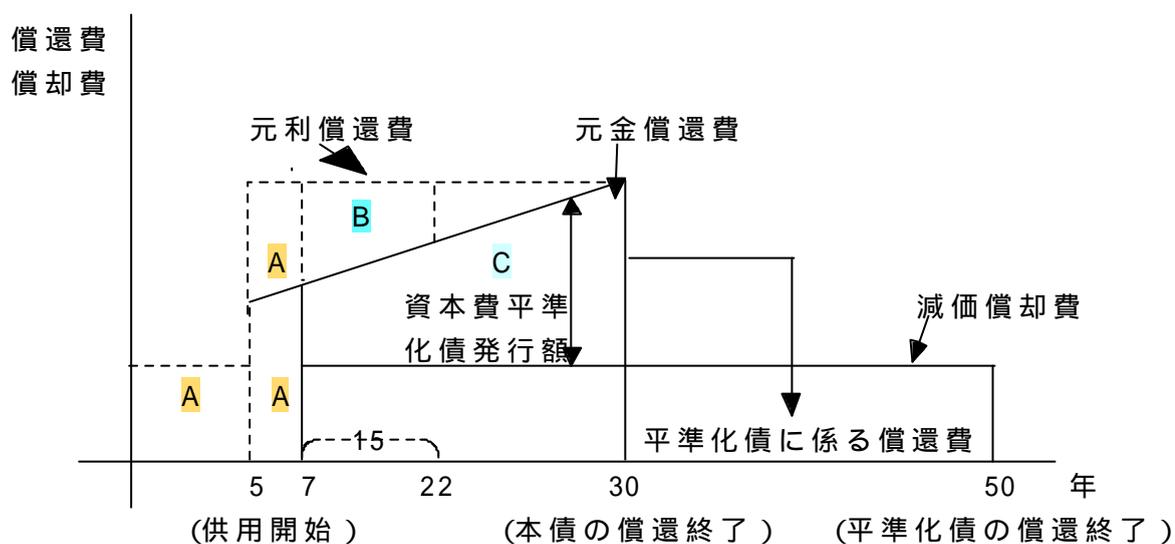
2 [] は、処理施設等の高率補助の部分

資本費平準化債について

内容

下水道事業のうち、施設の供用開始前に発生する企業債元金償還金及び企業債利息、供用開始後一定期間における施設未利用分に係る企業債利息並びに供用開始後の施設に係る当該年度の企業債元金償還金から減価償却費を差し引いた額に対する起債である。

「資本費平準化債概念図」



A : 供用開始 (上図では7年目を想定) 前の施設に係る元利償還費

B : 供用開始後15年以内の施設のうち未利用部分に係る利子償還費

C : 供用開始後の施設に係る元金償還費から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額
Cについては、平成16年度より拡充

添付資料

総財公第38号
総財企第75号
総財経第99号
平成16年4月20日

各都道府県総務部長
(市町村担当課扱い)
関係都道府県水道事業管理者
関係都道府県工業用水道事業管理者
関係都道府県交通事業管理者
各指定都市財政担当局長
各指定都市水道事業管理者
各指定都市工業用水道事業管理者
関係指定都市交通事業管理者
関係企業団企業長

殿

総務省自治財政局公営企業課長

総務省自治財政局公営企業課
公営企業経営企画室長

総務省自治財政局公営企業課
地域企業経営企画室長

平成16年度の公営企業借換債の取扱いについて（通知）

公営企業借換債については、「地方債許可方針」及び「地方債許可方針の運用について」により運用されているところでありますが、平成16年度における上水道高料金対策分、工業用水道事業経営健全化対策分及び工業用水道高資本費対策分、地下鉄事業高資本費対策分並びに下水道高資本費対策分についての具体的な取扱いは別紙のとおりとしますので、御承知願います。

(別紙2) 工業用水道事業経営健全化対策借換債及び工業用水道高資本費対策借換債の運用について

1 借換債の目的

(1) 工業用水道事業経営健全化対策借換債

水源開発に伴う資本費負担の増高等により、経営に支障をきたしている工業用水道事業を有する経営健全化対策実施団体について、当該対策の支援措置として高利率の既往債の借換えを行い、当該団体の工業用水道事業の金利負担の軽減を図り、もって、経営健全化の早期達成を図ることを目的とする。

(2) 工業用水道高資本費対策借換債

自然条件等により建設改良費が割高のため、資本費が全国平均を著しく上回っている工業用水道施設について、既往債の借換えを行い、当該事業の金利負担の軽減を図ることを目的とする。

2 借換債の対象事業

(1) 工業用水道事業経営健全化対策借換債

借換債の対象となる事業は、「工業用水道事業未稼動資産等整理経営健全化対策措置要領」（平成14年4月19日付け総財企第78号総務事務次官通知以下「要領」という。）第2の対象団体でかつ、第4の2に基づき総務大臣の指定を受けた地方公共団体が経営する工業用水道事業とする。

(2) 工業用水道高資本費対策借換債

平成14年度における配水能力1m³当たりの資本費が14円以上である工業用水道施設を対象とする。

(注) 資本費の算出方法は、次のとおりとする。

$(減価償却費 + 企業債利息) \div (現在配水能力 \times 年間給水日数)$

なお、企業債利息には建設利息を含めない。また、現在配水能力は平成15年3月31日現在のものとし、年間給水日数は平成14年度中の日数とする。ただし、年度の途中で現在配水能力を変更した施設にあっては、現在配水能力変更日の属する月の初日から変更したものとして日数を按分するものとし、年度途中で給水を開始した施設にあっては、給水開始日の属する月の初日から給水したものとして日数を換算するものであること。

3 借換債の対象企業債

借換債の対象となる既往の企業債は、原則として公営企業金融公庫資金をもって起こした企業債で、利率が年7.0%以上のものとする。

4 借換債の条件

(1) 借換債の利率は、借換対象企業債の当初借入時の償還年限による公営企業金融公庫基準利率（固定金利方式）とする。

(2) 借換債の償還年限は、原則として25年から借換えの対象とする既往債の既経過年数（既往債の借入れ単位によって異なる場合は、平成15年度末における平均年数（加重平均により算出するものとし、年単位未満は切り捨てる。）とする。）を控除した年数とする。ただし、経営健全化工業用水道事業又は資本費が高水準にある施設で、特に必要と認められるものについては、25年以内において健全な経営を確保するため必要とされる年数とする。

(3) 借換債の償還方法は、元利均等償還とする。